

A 2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（訪問介護従前相当サービス）

(2026. 6～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合 成 単位数	算定単位
種類	項目							
A2	1111	訪問型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 1,176単位			1,176	1月につき
A2	2111	訪問型独自サービス11日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週1回程度) 39単位			39	1日につき
A2	1211	訪問型独自サービス12		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 2,349単位			2,349	1月につき
A2	2211	訪問型独自サービス12日割		事業対象者・要支援 1 ・ 2 (週2回程度) 77単位			77	1日につき
A2	1321	訪問型独自サービス13		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 3,727単位			3,727	1月につき
A2	2321	訪問型独自サービス13日割		事業対象者・要支援 2 (週2回を超える程度) 123単位			123	1日につき
A2	C 211	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	所定単位数の1%減算	-12	1月につき
A2	C 220	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					-1	1日につき
A2	C 212	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12			(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	C 213	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1日につき
A2	C 214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13			(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	C 215	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算13日割					-1	1日につき
A2	D 211	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合	所定単位数の 1 %減算	-12	1月につき
A2	D 220	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 1 日割					-1	1日につき
A2	D 212	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2			(2) 1週に2回程度の場合		-23	1月につき
A2	D 213	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 2 日割					-1	1日につき
A2	D 214	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3			(3) 1週に2回を超える程度の場合		-37	1月につき
A2	D 215	訪問型独自業務継続計画未策定減算 1 3 日割					-1	1日につき
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等 にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合		所定単位数の10%減算		1月につき
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合		所定単位数の15%減算		1月につき
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の12%減算		1月につき
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算				1月につき
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算				1日につき
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算				1回につき
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				1月につき
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算				1日につき
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算				1回につき
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算				1日につき
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算				1回につき
A2	4001	訪問型独自サービス初回加算	ロ 初回加算	200単位加算			200	1月につき
A2	4003	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100		
A2	4002	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200		
A2	6102	訪問型独自口腔連携強化加算	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算			50	1回につき
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ 所定単位数の270/1000 加算				1月につき
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ 所定単位数の287/1000 加算				
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ 所定単位数の249/1000 加算				
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ 所定単位数の266/1000 加算				
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ） 所定単位数の207/1000 加算				
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ） 所定単位数の170/1000 加算				

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

A 2 十日町市訪問型サービス（独自）サービスコード表（緩和型訪問サービス（訪問型サービスA）） 要支援 1・2・事業対象者 (2026.6～)

サービスコード			サービス内容略称	算定項目				合 成 単位数	算定単位
種類	項目								
A2	1121	訪問型独自サービス／211	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1・2 （週1回程度） 1,150単位			1,150	1月につき	
A2	2121	訪問型独自サービス／211日割		事業対象者・要支援 1・2 （週1回程度） 38単位			38	1日につき	
A2	1221	訪問型独自サービス／212		事業対象者・要支援 1・2 （週2回程度） 2,070単位			2,070	1月につき	
A2	2221	訪問型独自サービス／212日割		事業対象者・要支援 1・2 （週2回程度） 69単位			69	1日につき	
A2	1331	訪問型独自サービス／213		事業対象者・要支援 2 （週2回を超える程度） 2,982単位			2,982	1月につき	
A2	2331	訪問型独自サービス／213日割		事業対象者・要支援 2 （週2回を超える程度） 98単位			98	1日につき	
A2	C221	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 (2) 1週に2回程度の場合 (3) 1週に2回を超える程度の場合	所定単位数の1%減算	-12	1月につき	
A2	C230	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/211日割					-1	1日につき	
A2	C222	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212					-21	1月につき	
A2	C223	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/212日割					-1	1日につき	
A2	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213					-30	1月につき	
A2	C225	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算/213日割					-1	1日につき	
A2	D221	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	(1) 1週に1回程度の場合 (2) 1週に2回程度の場合 (3) 1週に2回を超える程度の場合	所定単位数の1%減算	-12	1月につき	
A2	D230	訪問型独自業務継続計画未策定減算/211日割					-1	1日につき	
A2	D222	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212					-21	1月につき	
A2	D223	訪問型独自業務継続計画未策定減算/212日割					-1	1日につき	
A2	D224	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213					-30	1月につき	
A2	D225	訪問型独自業務継続計画未策定減算/213日割					-1	1日につき	
A2	6001	訪問型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	事業所と同一建物の利用者又はこれ以外の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の10%減算			1月につき	
A2	6003	訪問型独自サービス同一建物減算 2		事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15%減算			1月につき	
A2	6002	訪問型独自サービス同一建物減算 3		同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12%減算			1月につき	
A2	8000	訪問型独自サービス特別地域加算	特別地域加算	所定単位数の15%加算				1月につき	
A2	8001	訪問型独自サービス特別地域加算日割		所定単位数の15%加算				1日につき	
A2	8002	訪問型独自サービス特別地域加算回数		所定単位数の15%加算				1回につき	
A2	8100	訪問型独自サービス小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10%加算				1月につき	
A2	8101	訪問型独自サービス小規模事業所加算日割		所定単位数の10%加算				1日につき	
A2	8102	訪問型独自サービス小規模事業所加算回数		所定単位数の10%加算				1回につき	
A2	8110	訪問型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5%加算				1月につき	
A2	8111	訪問型独自サービス中山間地域等加算日割		所定単位数の5%加算				1日につき	
A2	8112	訪問型独自サービス中山間地域等加算回数		所定単位数の5%加算				1回につき	
A2	4011	訪問型独自サービス初回加算／2	ロ 初回加算	200単位加算		200	1月につき		
A2	4013	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ハ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	100			
A2	4012	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	200			
A2	6112	訪問型独自口腔連携強化加算／2	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算		50	1回につき		
A2	6269	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1	ホ 介護職員等処遇改善加算	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ		所定単位数の270/1000 加算	1月につき		
A2	6183	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2		(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ		所定単位数の287/1000 加算			
A2	6270	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1		(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ		所定単位数の249/1000 加算			
A2	6184	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2		(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ		所定単位数の266/1000 加算			
A2	6271	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅲ		(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）		所定単位数の207/1000 加算			
A2	6380	訪問型独自サービス処遇改善加算Ⅳ		(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の170/1000 加算			

※同一建物減算、特別地域加算、中山間地域等における小規模事業所加算、中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

【利用者負担割合 1 割の場合】

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		給付率	合 成 単 位 数	算定単位	
種類	項目								
A3	1001	訪問型独自サービス／211・１割	継続利用要介護者 (週1回復度) 1,150単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等々にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	所定単位の１％減算	90%	1,150	1月につき	
A3	5001	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211・１割			所定単位数の1％減算	90%	-12		
A3	3001	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211・１割			所定単位数の10％減算	90%	-12		
A3	6901	訪問型独自サービス／211・１割・同一建物減算１			所定単位数の15％減算	90%	-115		
A3	6801	訪問型独自サービス／211・１割・同一建物減算２			所定単位数の12％減算	90%	-173		
A3	6701	訪問型独自サービス／211・１割・同一建物減算３			所定単位数の15％減算	90%	-138		
A3	8001	訪問型独自サービス／211・１割・特別地域加算			所定単位数の10％加算	90%	173		
A3	8101	訪問型独自サービス／211・１割・小規模事業所加算			所定単位数の5％加算	90%	115		
A3	8301	訪問型独自サービス／211・１割・中山間地域等提供加算			所定単位数の27.0％加算	90%	58		
A3	6111	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅰ １			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の28.7％加算	90%		
A3	6112	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅰ ２			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の24.9％加算	90%		
A3	6211	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅱ １			介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の26.6％加算	90%		
A3	6212	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅱ ２			介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の20.7％加算	90%		
A3	6311	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅲ			介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の17.0％加算	90%		
A3	6411	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅳ			介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		90%		
A3	1002	訪問型独自サービス／211日割・１割			継続利用要介護者 (週1回復度) 38単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等々にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	所定単位の１％減算		90%
A3	5002	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割・１割	所定単位数の1％減算	90%			-1		
A3	3002	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割・１割	所定単位数の10％減算	90%			-1		
A3	6902	訪問型独自サービス／211日割・１割・同一建物減算１	所定単位数の15％減算	90%			-4		
A3	6802	訪問型独自サービス／211日割・１割・同一建物減算２	所定単位数の12％減算	90%			-6		
A3	6702	訪問型独自サービス／211日割・１割・同一建物減算３	所定単位数の15％加算	90%			-5		
A3	8002	訪問型独自サービス／211日割・１割・特別地域加算	所定単位数の10％加算	90%			6		
A3	8102	訪問型独自サービス／211日割・１割・小規模事業所加算	所定単位数の5％加算	90%			4		
A3	8302	訪問型独自サービス／211日割・１割・中山間地域等提供加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の28.7％加算			90%	2	
A3	6113	訪問型独自サービス／211日割・１割・処遇改善加算Ⅰ １	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の24.9％加算			90%		
A3	6114	訪問型独自サービス／211日割・１割・処遇改善加算Ⅰ ２	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の26.6％加算			90%		
A3	6213	訪問型独自サービス／211日割・１割・処遇改善加算Ⅱ １	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の20.7％加算			90%		
A3	6214	訪問型独自サービス／211日割・１割・処遇改善加算Ⅱ ２	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の17.0％加算			90%		
A3	6312	訪問型独自サービス／211日割・１割・処遇改善加算Ⅲ		90%					
A3	6412	訪問型独自サービス／211日割・１割・処遇改善加算Ⅳ		90%					
A3	1003	訪問型独自サービス／212・１割	継続利用要介護者 (週2回復度) 2,070単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等々にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算			所定単位数の1％減算	90%	2,070
A3	5003	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212・１割			所定単位数の10％減算	90%	-21		
A3	3003	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212・１割			所定単位数の15％減算	90%	-21		
A3	6903	訪問型独自サービス／212・１割・同一建物減算１			所定単位数の12％減算	90%	-207		
A3	6803	訪問型独自サービス／212・１割・同一建物減算２			所定単位数の15％加算	90%	-311		
A3	6703	訪問型独自サービス／212・１割・同一建物減算３			所定単位数の10％加算	90%	-248		
A3	8003	訪問型独自サービス／212・１割・特別地域加算			所定単位数の5％加算	90%	311		
A3	8103	訪問型独自サービス／212・１割・小規模事業所加算			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の28.7％加算	90%		
A3	8303	訪問型独自サービス／212・１割・中山間地域等提供加算			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の24.9％加算	90%		
A3	6115	訪問型独自サービス／212・１割・処遇改善加算Ⅰ １			介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の26.6％加算	90%		
A3	6116	訪問型独自サービス／212・１割・処遇改善加算Ⅰ ２			介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の20.7％加算	90%		
A3	6215	訪問型独自サービス／212・１割・処遇改善加算Ⅱ １			介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の17.0％加算	90%		
A3	6216	訪問型独自サービス／212・１割・処遇改善加算Ⅱ ２				90%			
A3	6313	訪問型独自サービス／212・１割・処遇改善加算Ⅲ				90%			
A3	6413	訪問型独自サービス／212・１割・処遇改善加算Ⅳ				90%			
A3	1004	訪問型独自サービス／212日割・１割			継続利用要介護者 (週2回復度) 69単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等々にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	所定単位数の1％減算	90%	69
A3	5004	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割・１割	所定単位数の10％減算	90%			-1		
A3	3004	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割・１割	所定単位数の15％減算	90%			-1		
A3	6904	訪問型独自サービス／212日割・１割・同一建物減算１	所定単位数の12％減算	90%			-7		
A3	6804	訪問型独自サービス／212日割・１割・同一建物減算２	所定単位数の15％加算	90%			-10		
A3	6704	訪問型独自サービス／212日割・１割・同一建物減算３	所定単位数の10％加算	90%			-8		
A3	8004	訪問型独自サービス／212日割・１割・特別地域加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の28.7％加算			90%	10	
A3	8104	訪問型独自サービス／212日割・１割・小規模事業所加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の24.9％加算			90%	7	
A3	8304	訪問型独自サービス／212日割・１割・中山間地域等提供加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の26.6％加算			90%	3	
A3	6117	訪問型独自サービス／212日割・１割・処遇改善加算Ⅰ １	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の20.7％加算			90%		
A3	6118	訪問型独自サービス／212日割・１割・処遇改善加算Ⅰ ２	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の17.0％加算			90%		
A3	6217	訪問型独自サービス／212日割・１割・処遇改善加算Ⅱ １		90%					
A3	6218	訪問型独自サービス／212日割・１割・処遇改善加算Ⅱ ２		90%					
A3	6314	訪問型独自サービス／212日割・１割・処遇改善加算Ⅲ		90%					
A3	6414	訪問型独自サービス／212日割・１割・処遇改善加算Ⅳ		90%					
A3	1005	訪問型独自サービス／213・１割	継続利用要介護者 (週2回を超える程度) 2,982単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等々にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算			所定単位数の1％減算	90%	2,982
A3	5005	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213・１割			所定単位数の10％減算	90%	-30		
A3	3005	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213・１割			所定単位数の15％減算	90%	-30		
A3	6905	訪問型独自サービス／213・１割・同一建物減算１			所定単位数の12％減算	90%	-298		
A3	6805	訪問型独自サービス／213・１割・同一建物減算２			所定単位数の15％加算	90%	-447		
A3	6705	訪問型独自サービス／213・１割・同一建物減算３			所定単位数の10％加算	90%	-358		
A3	8005	訪問型独自サービス／213・１割・特別地域加算			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の28.7％加算	90%	447	
A3	8105	訪問型独自サービス／213・１割・小規模事業所加算			介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の24.9％加算	90%	298	
A3	8305	訪問型独自サービス／213・１割・中山間地域等提供加算			介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の26.6％加算	90%	149	
A3	6119	訪問型独自サービス／213・１割・処遇改善加算Ⅰ １			介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の20.7％加算	90%		
A3	6120	訪問型独自サービス／213・１割・処遇改善加算Ⅰ ２			介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の17.0％加算	90%		
A3	6219	訪問型独自サービス／213・１割・処遇改善加算Ⅱ １				90%			
A3	6220	訪問型独自サービス／213・１割・処遇改善加算Ⅱ ２				90%			
A3	6315	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅲ				90%			
A3	6415	訪問型独自サービス／211・１割・処遇改善加算Ⅳ				90%			
A3	1006	訪問型独自サービス／213日割・１割			継続利用要介護者 (週2回を超える程度) 98単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等々にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	所定単位数の1％減算	90%	98
A3	5006	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割・１割	所定単位数の10％減算	90%			-1		
A3	3006	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割・１割	所定単位数の15％減算	90%			-1		
A3	6906	訪問型独自サービス／213日割・１割・同一建物減算１	所定単位数の12％減算	90%			-10		
A3	6806	訪問型独自サービス／213日割・１割・同一建物減算２	所定単位数の15％加算	90%			-15		
A3	6706	訪問型独自サービス／213日割・１割・同一建物減算３	所定単位数の10％加算	90%			-12		
A3	8006	訪問型独自サービス／213日割・１割・特別地域加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の28.7％加算			90%	15	
A3	8106	訪問型独自サービス／213日割・１割・小規模事業所加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の24.9％加算			90%	10	
A3	8306	訪問型独自サービス／213日割・１割・中山間地域等提供加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の26.6％加算			90%	5	
A3	6121	訪問型独自サービス／213日割・１割・処遇改善加算Ⅰ １	介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の20.7％加算			90%		
A3	6122	訪問型独自サービス／213日割・１割・処遇改善加算Ⅰ ２	介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の17.0％加算			90%		
A3	6221	訪問型独自サービス／213日割・１割・処遇改善加算Ⅱ １		90%					
A3	6222	訪問型独自サービス／213日割・１割・処遇改善加算Ⅱ ２		90%					
A3	6316	訪問型独自サービス／213日割・１割・処遇改善加算Ⅲ		90%					
A3	6416	訪問型独自サービス／213日割・１割・処遇改善加算Ⅳ		90%					
A3	4100	訪問型独自サービス初回加算／２・１割	口 初回加算	200単位加算			90%	200	1月につき
A3	4110	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／２・１割	ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ） 100単位加算	90%	100			
A3	4111	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／２・１割		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ） 200単位加算	90%	200			
A3	4120	訪問型独自口腔連携強化加算／２・１割	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算	90%	50	1回につき	

【利用者負担割合 **2割**の場合】

サービスコード		サービス内容略称		算定項目		給付率	合 成 単 位 数	算定単位				
種類	項目											
A3	1011	訪問型独自サービス／211・２割	継続利用要介護者 (週1回復度) 1,150単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	高年齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の１％減算	80%	1,150	1月につき			
A3	5011	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211・２割			業務継続計画未策定減算	所定単位数の1％減算	80%	-12				
A3	3011	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211・２割			事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の10％減算	80%	-12				
A3	6811	訪問型独自サービス／211・２割・同一建物減算２			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15％減算	80%	-173				
A3	6711	訪問型独自サービス／211・２割・同一建物減算３			同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12％減算	80%	-138				
A3	8011	訪問型独自サービス／211・２割・特別地域加算			特別地域加算	所定単位数の15％加算	80%	173				
A3	8111	訪問型独自サービス／211・２割・小規模事業所加算			中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10％加算	80%	115				
A3	8311	訪問型独自サービス／211・２割・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5％加算	80%	58				
A3	6131	訪問型独自サービス／211・２割・処遇改善加算Ⅰ 1			ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の27.0％加算	80%				
A3	6132	訪問型独自サービス／211・２割・処遇改善加算Ⅰ 2				介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の28.7％加算	80%				
A3	6231	訪問型独自サービス／211・２割・処遇改善加算Ⅱ 1				介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の24.9％加算	80%				
A3	6232	訪問型独自サービス／211・２割・処遇改善加算Ⅱ 2				介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の26.6％加算	80%				
A3	6321	訪問型独自サービス／211・２割・処遇改善加算Ⅲ				介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の20.7％加算	80%				
A3	6421	訪問型独自サービス／211・２割・処遇改善加算Ⅳ				介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の17.0％加算	80%				
A3	1012	訪問型独自サービス／211日割・２割			継続利用要介護者 (週1回復度) 38単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	高年齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位の１％減算		80%	38	1日につき
A3	5012	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割・２割					業務継続計画未策定減算	所定単位数の1％減算		80%	-1	
A3	3012	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割・２割	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の10％減算			80%	-4				
A3	6912	訪問型独自サービス／211日割・２割・同一建物減算１	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15％減算			80%	-6				
A3	6812	訪問型独自サービス／211日割・２割・同一建物減算２	同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の12％減算			80%	-5				
A3	6712	訪問型独自サービス／211日割・２割・同一建物減算３	特別地域加算	所定単位数の15％加算			80%	6				
A3	8012	訪問型独自サービス／211日割・２割・特別地域加算	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の10％加算			80%	4				
A3	8112	訪問型独自サービス／211日割・２割・小規模事業所加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5％加算			80%	2				
A3	8312	訪問型独自サービス／211日割・２割・中山間地域等提供加算	ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ			所定単位数の27.0％加算	80%				
A3	6133	訪問型独自サービス／211日割・２割・処遇改善加算Ⅰ 1		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ			所定単位数の28.7％加算	80%				
A3	6134	訪問型独自サービス／211日割・２割・処遇改善加算Ⅰ 2		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ			所定単位数の24.9％加算	80%				
A3	6233	訪問型独自サービス／211日割・２割・処遇改善加算Ⅱ 1		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ			所定単位数の26.6％加算	80%				
A3	6234	訪問型独自サービス／211日割・２割・処遇改善加算Ⅱ 2		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の20.7％加算	80%				
A3	6322	訪問型独自サービス／211日割・２割・処遇改善加算Ⅲ		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の17.0％加算	80%				
A3	6422	訪問型独自サービス／211日割・２割・処遇改善加算Ⅳ	継続利用要介護者 (週2回復度) 2,070単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算			高年齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1％減算	80%	2,070	1月につき	
A3	1013	訪問型独自サービス／212・２割					業務継続計画未策定減算	所定単位数の1％減算	80%	-21		
A3	5013	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212・２割			事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の10％減算	80%	-207				
A3	3013	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212・２割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15％減算	80%	-311				
A3	6913	訪問型独自サービス／212・２割・同一建物減算１			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の12％減算	80%	-248				
A3	6813	訪問型独自サービス／212・２割・同一建物減算２			同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の15％加算	80%	311				
A3	6713	訪問型独自サービス／212・２割・同一建物減算３			特別地域加算	所定単位数の10％加算	80%	207				
A3	8013	訪問型独自サービス／212・２割・特別地域加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の5％加算	80%	104				
A3	8113	訪問型独自サービス／212・２割・小規模事業所加算			ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の27.0％加算	80%				
A3	8313	訪問型独自サービス／212・２割・中山間地域等提供加算				介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の28.7％加算	80%				
A3	6135	訪問型独自サービス／212・２割・処遇改善加算Ⅰ 1				介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の24.9％加算	80%				
A3	6136	訪問型独自サービス／212・２割・処遇改善加算Ⅰ 2				介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の26.6％加算	80%				
A3	6235	訪問型独自サービス／212・２割・処遇改善加算Ⅱ 1				介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の20.7％加算	80%				
A3	6236	訪問型独自サービス／212・２割・処遇改善加算Ⅱ 2				介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の17.0％加算	80%				
A3	6323	訪問型独自サービス／212・２割・処遇改善加算Ⅲ			継続利用要介護者 (週2回復度) 69単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	高年齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1％減算	80%	69		1日につき
A3	6423	訪問型独自サービス／212・２割・処遇改善加算Ⅳ					業務継続計画未策定減算	所定単位数の1％減算	80%	-1		
A3	1014	訪問型独自サービス／212日割・２割	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の10％減算			80%	-7				
A3	5014	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割・２割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15％減算			80%	-10				
A3	3014	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割・２割	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の12％減算			80%	-8				
A3	6914	訪問型独自サービス／212日割・２割・同一建物減算１	同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の15％加算			80%	10				
A3	6814	訪問型独自サービス／212日割・２割・同一建物減算２	特別地域加算	所定単位数の10％加算			80%	7				
A3	6714	訪問型独自サービス／212日割・２割・同一建物減算３	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の5％加算			80%	3				
A3	8014	訪問型独自サービス／212日割・２割・特別地域加算	ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ			所定単位数の27.0％加算	80%				
A3	8114	訪問型独自サービス／212日割・２割・小規模事業所加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ			所定単位数の28.7％加算	80%				
A3	8314	訪問型独自サービス／212日割・２割・中山間地域等提供加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ			所定単位数の24.9％加算	80%				
A3	6137	訪問型独自サービス／212日割・２割・処遇改善加算Ⅰ 1		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ			所定単位数の26.6％加算	80%				
A3	6138	訪問型独自サービス／212日割・２割・処遇改善加算Ⅰ 2		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の20.7％加算	80%				
A3	6237	訪問型独自サービス／212日割・２割・処遇改善加算Ⅱ 1		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の17.0％加算	80%				
A3	6238	訪問型独自サービス／212日割・２割・処遇改善加算Ⅱ 2	継続利用要介護者 (週2回を超える程度) 2,982単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算			高年齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1％減算	80%	2,982	1月につき	
A3	6324	訪問型独自サービス／212日割・２割・処遇改善加算Ⅲ					業務継続計画未策定減算	所定単位数の1％減算	80%	-30		
A3	6424	訪問型独自サービス／212日割・２割・処遇改善加算Ⅳ			事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の10％減算	80%	-30				
A3	1015	訪問型独自サービス／213・２割			事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15％減算	80%	-298				
A3	5015	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213・２割			事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の12％減算	80%	-447				
A3	3015	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213・２割			同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の15％加算	80%	-358				
A3	6915	訪問型独自サービス／213・２割・同一建物減算１			特別地域加算	所定単位数の10％加算	80%	447				
A3	6815	訪問型独自サービス／213・２割・同一建物減算２			中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の5％加算	80%	298				
A3	6715	訪問型独自サービス／213・２割・同一建物減算３			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の10％加算	80%	298				
A3	8015	訪問型独自サービス／213・２割・特別地域加算			ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の27.0％加算	80%				
A3	8115	訪問型独自サービス／213・２割・小規模事業所加算				介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の28.7％加算	80%				
A3	8315	訪問型独自サービス／213・２割・中山間地域等提供加算				介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の24.9％加算	80%				
A3	6139	訪問型独自サービス／213・２割・処遇改善加算Ⅰ 1				介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の26.6％加算	80%				
A3	6140	訪問型独自サービス／213・２割・処遇改善加算Ⅰ 2				介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の20.7％加算	80%				
A3	6239	訪問型独自サービス／213・２割・処遇改善加算Ⅱ 1				介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の17.0％加算	80%				
A3	6240	訪問型独自サービス／213・２割・処遇改善加算Ⅱ 2			継続利用要介護者 (週2回を超える程度) 98単位	高齢者虐待防止措置未実施減算 業務継続計画未策定減算 事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合 特別地域加算 中山間地域等における小規模事業所加算 中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算 ホ 介護職員等処遇改善加算	高年齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の1％減算	80%	98		1日につき
A3	6325	訪問型独自サービス／213・２割・処遇改善加算Ⅲ	業務継続計画未策定減算	所定単位数の1％減算			80%	-1				
A3	6425	訪問型独自サービス／213・２割・処遇改善加算Ⅳ	事業所と同一建物の利用者等にサービスを行う場合	所定単位数の10％減算			80%	-10				
A3	1016	訪問型独自サービス／213日割・２割	事業所と同一建物の利用者又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合	所定単位数の15％減算			80%	-15				
A3	5016	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割・２割	事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合	所定単位数の12％減算			80%	-12				
A3	3016	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割・２割	同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の15％加算			80%	15				
A3	6916	訪問型独自サービス／213日割・２割・同一建物減算１	特別地域加算	所定単位数の10％加算			80%	10				
A3	6816	訪問型独自サービス／213日割・２割・同一建物減算２	中山間地域等における小規模事業所加算	所定単位数の5％加算			80%	5				
A3	6716	訪問型独自サービス／213日割・２割・同一建物減算３	ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ			所定単位数の27.0％加算	80%				
A3	8016	訪問型独自サービス／213日割・２割・特別地域加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ			所定単位数の28.7％加算	80%				
A3	8116	訪問型独自サービス／213日割・２割・小規模事業所加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ			所定単位数の24.9％加算	80%				
A3	8316	訪問型独自サービス／213日割・２割・中山間地域等提供加算		介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ			所定単位数の26.6％加算	80%				
A3	6141	訪問型独自サービス／213日割・２割・処遇改善加算Ⅰ 1		介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の20.7％加算	80%				
A3	6142	訪問型独自サービス／213日割・２割・処遇改善加算Ⅰ 2		介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の17.0％加算	80%				
A3	6241	訪問型独自サービス／213日割・２割・処遇改善加算Ⅱ 1	口 初回加算	200単位加算			80%	200	1月につき			
A3	6242	訪問型独自サービス／213日割・２割・処遇改善加算Ⅱ 2										
A3	6326	訪問型独自サービス／213日割・２割・処遇改善加算Ⅲ										
A3	6426	訪問型独自サービス／213日割・２割・処遇改善加算Ⅳ										
A3	4200	訪問型独自サービス初回加算／２・２割	ハ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）	100単位加算	80%	100	1月につき				
A3	4210	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／２・２割	(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）	200単位加算	80%	200						
A3	4211	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／２・２割										
A3	4220	訪問型独自口腔連携強化加算／２・２割	ニ 口腔連携強化加算		50単位加算	80%	50	1回につき				

【利用者負担割合 **3割**の場合】

サービスコード		サービス内容略称	サービスコード	算定項目	給付率	合 成 単位数	算定単位		
種類	項目								
A3	1021	訪問型独自サービス／211・3割	継続利用要介護者 (過1回程度) 1,150単位		70%	1,150	1月につき		
A3	5021	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211・3割		高齢者虐待防止措置未実施減算	70%	-12			
A3	3021	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211・3割		業務継続計画未策定減算	70%	-12			
A3	6921	訪問型独自サービス／211・3割・同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	70%		-115	
A3	6821	訪問型独自サービス／211・3割・同一建物減算2			所定単位数の15%減算	70%		-173	
A3	6721	訪問型独自サービス／211・3割・同一建物減算3			所定単位数の12%減算	70%		-138	
A3	8021	訪問型独自サービス／211・3割・特別地域加算		特別地域加算	70%	173			
A3	8121	訪問型独自サービス／211・3割・小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	70%	115			
A3	8321	訪問型独自サービス／211・3割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	70%	58			
A3	6151	訪問型独自サービス／211・3割・処遇改善加算Ⅰ1		ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	70%			
A3	6152	訪問型独自サービス／211・3割・処遇改善加算Ⅰ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	70%			
A3	6251	訪問型独自サービス／211・3割・処遇改善加算Ⅱ1			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	70%			
A3	6252	訪問型独自サービス／111・3割・処遇改善加算Ⅱ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	70%			
A3	6331	訪問型独自サービス／211・3割・処遇改善加算Ⅲ			介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	70%			
A3	6431	訪問型独自サービス／211・3割・処遇改善加算Ⅳ			介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	70%			
A3	1022	訪問型独自サービス／211日割・3割		継続利用要介護者 (過1回程度) 38単位		70%		38	1日につき
A3	5022	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／211日割・3割			高齢者虐待防止措置未実施減算	70%		-1	
A3	3022	訪問型独自業務継続計画未策定減算／211日割・3割			業務継続計画未策定減算	70%		-1	
A3	6922	訪問型独自サービス／211日割・3割・同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の10%減算	70%	-4		
A3	6822	訪問型独自サービス／211日割・3割・同一建物減算2			所定単位数の15%減算	70%	-6		
A3	6722	訪問型独自サービス／211日割・3割・同一建物減算3			所定単位数の12%減算	70%	-5		
A3	8022	訪問型独自サービス／211日割・3割・特別地域加算	特別地域加算		70%	6			
A3	8122	訪問型独自サービス／211日割・3割・小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		70%	4			
A3	8322	訪問型独自サービス／211日割・3割・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		70%	2			
A3	6153	訪問型独自サービス／211日割・3割・処遇改善加算Ⅰ1	ホ 介護職員等処遇改善加算		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	70%			
A3	6154	訪問型独自サービス／211日割・3割・処遇改善加算Ⅰ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	70%			
A3	6253	訪問型独自サービス／211日割・3割・処遇改善加算Ⅱ1			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	70%			
A3	6254	訪問型独自サービス／211日割・3割・処遇改善加算Ⅱ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	70%			
A3	6332	訪問型独自サービス／211日割・2割・処遇改善加算Ⅲ			介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	70%			
A3	6432	訪問型独自サービス／211日割・2割・処遇改善加算Ⅳ			介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	70%			
A3	1023	訪問型独自サービス／212・3割	継続利用要介護者 (過2回程度) 2,070単位			70%	2,070	1月につき	
A3	5023	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212・3割			高齢者虐待防止措置未実施減算	70%	-21		
A3	3023	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212・3割			業務継続計画未策定減算	70%	-21		
A3	6923	訪問型独自サービス／212・3割・同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	70%	-207		
A3	6823	訪問型独自サービス／212・3割・同一建物減算2			所定単位数の15%減算	70%	-311		
A3	6723	訪問型独自サービス／212・3割・同一建物減算3			所定単位数の12%減算	70%	-248		
A3	8023	訪問型独自サービス／212・3割・特別地域加算		特別地域加算	70%	311			
A3	8123	訪問型独自サービス／212・3割・小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	70%	207			
A3	8323	訪問型独自サービス／212・3割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	70%	104			
A3	6155	訪問型独自サービス／212・3割・処遇改善加算Ⅰ1		ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	70%			
A3	6156	訪問型独自サービス／212・3割・処遇改善加算Ⅰ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	70%			
A3	6255	訪問型独自サービス／212・3割・処遇改善加算Ⅱ1			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	70%			
A3	6256	訪問型独自サービス／212・3割・処遇改善加算Ⅱ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	70%			
A3	6333	訪問型独自サービス／212・3割・処遇改善加算Ⅲ			介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	70%			
A3	6433	訪問型独自サービス／212・3割・処遇改善加算Ⅳ			介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	70%			
A3	1024	訪問型独自サービス／212日割・3割		継続利用要介護者 (過2回程度) 69単位		70%	69		1日につき
A3	5024	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割・3割			高齢者虐待防止措置未実施減算	70%	-1		
A3	3024	訪問型独自業務継続計画未策定減算／212日割・3割			業務継続計画未策定減算	70%	-1		
A3	6924	訪問型独自サービス／212日割・3割・同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の10%減算	70%	-7		
A3	6824	訪問型独自サービス／212日割・3割・同一建物減算2			所定単位数の15%減算	70%	-10		
A3	6724	訪問型独自サービス／212日割・3割・同一建物減算3			所定単位数の12%減算	70%	-8		
A3	8024	訪問型独自サービス／212日割・3割・特別地域加算	特別地域加算		70%	10			
A3	8124	訪問型独自サービス／212日割・3割・小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		70%	7			
A3	8324	訪問型独自サービス／212日割・3割・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		70%	3			
A3	6157	訪問型独自サービス／212日割・3割・処遇改善加算Ⅰ1	ホ 介護職員等処遇改善加算		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	70%			
A3	6158	訪問型独自サービス／212日割・3割・処遇改善加算Ⅰ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	70%			
A3	6257	訪問型独自サービス／212日割・3割・処遇改善加算Ⅱ1			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	70%			
A3	6258	訪問型独自サービス／212日割・3割・処遇改善加算Ⅱ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	70%			
A3	6334	訪問型独自サービス／212日割・3割・処遇改善加算Ⅲ			介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	70%			
A3	6434	訪問型独自サービス／212日割・3割・処遇改善加算Ⅳ			介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	70%			
A3	1035	訪問型独自サービス／213・3割	継続利用要介護者 (過2回を超える程度) 2,982単位			70%	2,982	1月につき	
A3	5025	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213・3割			高齢者虐待防止措置未実施減算	70%	-30		
A3	3025	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213・3割			業務継続計画未策定減算	70%	-30		
A3	6925	訪問型独自サービス／213・3割・同一建物減算1		事業所と同一建物の利用者等又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合	所定単位数の10%減算	70%	-298		
A3	6825	訪問型独自サービス／213・3割・同一建物減算2			所定単位数の15%減算	70%	-447		
A3	6725	訪問型独自サービス／213・3割・同一建物減算3			所定単位数の12%減算	70%	-358		
A3	8025	訪問型独自サービス／213・3割・特別地域加算		特別地域加算	70%	447			
A3	8125	訪問型独自サービス／213・3割・小規模事業所加算		中山間地域等における小規模事業所加算	70%	298			
A3	8325	訪問型独自サービス／213・3割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	70%	149			
A3	6159	訪問型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅰ1		ホ 介護職員等処遇改善加算	介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	70%			
A3	6160	訪問型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅰ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	70%			
A3	6259	訪問型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅱ1			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	70%			
A3	6260	訪問型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅱ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	70%			
A3	6335	訪問型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅲ			介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	70%			
A3	6435	訪問型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅳ			介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	70%			
A3	1026	訪問型独自サービス／213日割・3割		継続利用要介護者 (過2回を超える程度) 90単位		70%	98		1日につき
A3	5026	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割・3割			高齢者虐待防止措置未実施減算	70%	-1		
A3	3026	訪問型独自業務継続計画未策定減算／213日割・3割			業務継続計画未策定減算	70%	-1		
A3	6926	訪問型独自サービス／213日割・3割・同一建物減算1	事業所と同一建物の利用者等又はこれ以上の同一建物の利用者20人以上にサービスを行う場合 事業所と同一建物の利用者50人以上にサービスを行う場合 同一の建物に居住する利用者の割合が100分の90以上の場合		所定単位数の10%減算	70%	-10		
A3	6826	訪問型独自サービス／213日割・3割・同一建物減算2			所定単位数の15%減算	70%	-15		
A3	6726	訪問型独自サービス／213日割・3割・同一建物減算3			所定単位数の12%減算	70%	-12		
A3	8026	訪問型独自サービス／213日割・3割・特別地域加算	特別地域加算		70%	15			
A3	8126	訪問型独自サービス／213日割・3割・小規模事業所加算	中山間地域等における小規模事業所加算		70%	10			
A3	8326	訪問型独自サービス／213日割・3割・中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		70%	5			
A3	6161	訪問型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅰ1	ホ 介護職員等処遇改善加算		介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)イ	70%			
A3	6162	訪問型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅰ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅰ)ロ	70%			
A3	6261	訪問型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅱ1			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)イ	70%			
A3	6262	訪問型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅱ2			介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)ロ	70%			
A3	6336	訪問型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅲ			介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)	70%			
A3	6436	訪問型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅳ			介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)	70%			
A3	4300	訪問型独自サービス初回加算／2・3割	ロ 初回加算		200単位加算	70%	200	1月につき	
A3	4310	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2・3割	ハ 生活機能向上連携加算		(1)生活機能向上連携加算(Ⅰ) 100単位加算	70%	100		
A3	4311	訪問型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2・3割			(2)生活機能向上連携加算(Ⅱ) 200単位加算	70%	200		
A3	4320	訪問型独自口腔連携強化加算／2・3割	ニ 口腔連携強化加算	50単位加算	70%	50	1回につき		

A 6 （ 1 ） 十日町市通所型サービス（独自）サービスコード表（通所介護従前相当サービス） (2026. 6～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	1111	通所型独自サービス11	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		1,798単位	1,798	1月につき ※注	
A6	1112	通所型独自サービス11日割				59単位	59	1日につき	
A6	1121	通所型独自サービス12		事業対象者・要支援 2		3,621単位	3,621	1月につき ※注	
A6	1122	通所型独自サービス12日割				119単位	119	1日につき	
A 6	1113	通所型サービス21	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で 4 回まで	436単位	436	1 回につき	
A 6	1123	通所型サービス22		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で 5 回から 8 回まで	447単位	447		
A6	C 211	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-18	1月につき	
A6	C 212	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算11日割					-1	1日につき	
A6	C 213	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算12			事業対象者・要支援 2		-36	1月につき	
A6	C 214	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算12日割					-1	1日につき	
A6	C 215	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-4	1 回につき	
A6	C 216	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算22			事業対象者・要支援 2		-4		
A6	D 211	通所型独自業務継続計画未策定減算11	業務継続計画未策定減算	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-18	1月につき	
A6	D 212	通所型独自業務継続計画未策定減算11日割					-1	1日につき	
A6	D 213	通所型独自業務継続計画未策定減算12			事業対象者・要支援 2		-36	1月につき	
A6	D 214	通所型独自業務継続計画未策定減算12日割					-1	1日につき	
A6	D 215	通所型独自業務継続計画未策定減算21		ロ 1 月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-4	1 回につき	
A6	D 216	通所型独自業務継続計画未策定減算22			事業対象者・要支援 2		-4		
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算			所定単位数の 5 %加算		1月につき	
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割				所定単位数の 5 %加算		1日につき	
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数				所定単位数の 5 %加算		1回につき	
A6	6105	通所型独自サービス同一建物減算 1	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1 週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	1月につき	
A6	6106	通所型独自サービス同一建物減算 2			事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752		
A6	6207	通所型独自サービス同一建物減算 3			ロ 1 月当たりの回数を定める場合	94単位減算		-94	1 回につき
A6	5612	通所型独自送迎減算	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき	
A6	5010	通所型独自生活上グループ活動加算	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100		
A6	6109	通所型独自サービス若年性認知症受入加算	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240		
A6	6116	通所型独自サービス栄養アセスメント加算	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50		
A6	5003	通所型独自サービス栄養改善加算	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200		
A6	5004	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）			150単位加算		150
A6	5011	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）			160単位加算		160
A6	6310	通所型独自一体的サービスのサービス提供加算	チ 一体的サービスのサービス提供加算			480単位加算	480		
A6	6011	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1	リ サービス提供体制強化加算	(1)サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88単位加算	88		
A6	6012	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 2			事業対象者・要支援 2	176単位加算	176		
A6	6107	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1 1		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72単位加算	72		
A6	6108	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ 1 2			事業対象者・要支援 2	144単位加算	144		
A6	6103	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24単位加算	24		
A6	6104	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ 2			事業対象者・要支援 2	48単位加算	48		
A6	4001	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算	100	
A6	4002	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	200	
A6	6200	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算	20	1 回につき
A6	6201	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	5	
A6	6311	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40		
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 1	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の111/1000 加算			
	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 1			(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の120/1000 加算			
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 1			(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の109/1000 加算			
	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 1			(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の118/1000 加算			
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1			(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の99/1000 加算			
	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1			(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の83/1000 加算			
	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 2		利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の117/1000 加算			
	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2			(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の127/1000 加算			
	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 2			(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の115/1000 加算			
	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2			(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の125/1000 加算			
	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2			(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の105/1000 加算			
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2			(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の89/1000 加算			

※注 サービスコード「1113」で算定した1月当たりの単位が「1111」の単位を、または「1123」で算定した1月当たりの単位を超える場合のみ使用する。

※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	8001	通所型独自サービス11・定超	イ 通所型サービス費 (独自)1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	定員超過の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	8002	通所型独自サービス11日割・定超				59単位		41	1日につき
A6	8011	通所型独自サービス12・定超		事業対象者・要支援2		3,621単位		2,535	1月につき
A6	8012	通所型独自サービス12日割・定超				119単位		83	1日につき
A6	8003	通所型独自サービス21・定超	ロ 通所型サービス費 (独自)1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	436単位		305	1回につき
A6	8013	通所型独自サービス22・定超		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	447単位		313	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	9001	通所型独自サービス11・人欠	イ 通所型サービス費 (独自)1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援1		1,798単位	看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,259	1月につき
A6	9002	通所型独自サービス11日割・人欠				59単位		41	1日につき
A6	9011	通所型独自サービス12・人欠		事業対象者・要支援2		3,621単位		2,535	1月につき
A6	9012	通所型独自サービス12日割・人欠				119単位		83	1日につき
A6	9003	通所型独自サービス21・人欠	ロ 通所型サービス費 (独自)1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援1	※1月の中で全部で4回まで	384単位		305	1回につき
A6	9013	通所型独自サービス22・人欠		事業対象者・要支援2	※1月の中で全部で8回まで	395単位		313	

A 6（2） 十日町市通所型サービス（独自）サービスコード表（緩和型通所サービス（通所型サービスA）） (2026. 6～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位		
種類	項目									
A6	I211	通所型独自サービス／2 1 1	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		1,745単位	1,745	1月につき ※注		
A6	I212	通所型独自サービス／2 1 1日割				58単位	58	1日につき		
A6	I221	通所型独自サービス／2 1 2		事業対象者・要支援 2		3,222単位	3,222	1月につき ※注		
A6	I222	通所型独自サービス／2 1 2日割				107単位	107	1日につき		
A6	I213	通所型独自サービス／2 2 1	ロ 1月あたりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で4回まで	349単位	349	1回につき		
A6	I223	通所型独自サービス／2 2 2		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で5回から8回まで	358単位	358			
A6	C221	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／211	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-17	1月につき		
A6	C222	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／11日割			事業対象者・要支援 2		-1	1日につき		
A6	C223	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／212		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-32	1月につき		
A6	C224	訪問型独自高齢者虐待防止未実施減算／212日割					-1	1日につき		
A6	C225	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／221			事業対象者・要支援 2		-3	1回につき		
A6	C226	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／222			事業対象者・要支援 2		-4			
A6	D221	通所型独自業務継続計画未策定減算／211	業務継続計画未策定減算	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	所定単位数の1%減算	-17	1月につき		
A6	D222	通所型独自業務継続計画未策定減算／211日割			事業対象者・要支援 2		-1	1日につき		
A6	D223	通所型独自業務継続計画未策定減算／212		ロ 1月当たりの回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		-32	1月につき		
A6	D224	通所型独自業務継続計画未策定減算／212日割					-1	1日につき		
A6	D225	通所型独自業務継続計画未策定減算／221			事業対象者・要支援 2		-3	1回につき		
A6	D226	通所型独自業務継続計画未策定減算／222			事業対象者・要支援 2		-4			
A6	8110	通所型独自サービス中山間地域等提供加算	中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の5%加算			1月につき		
A6	8111	通所型独自サービス中山間地域等提供加算日割			所定単位数の5%加算			1日につき		
A6	8112	通所型独自サービス中山間地域等加算回数			所定単位数の5%加算			1回につき		
A6	6125	通所型独自サービス同一建物減算／21	事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービス（独自）を行う場合	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	376単位減算	-376	1月につき		
A6	6126	通所型独自サービス同一建物減算／22			事業対象者・要支援 2	752単位減算	-752			
A6	6227	通所型独自サービス同一建物減算／23		ロ 1月当たりの回数を定める場合		94単位減算	-94	1回につき		
A6	5622	通所型独自送迎減算／2	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	-47	片道につき		
A6	5020	通所型独自生活向上グループ活動加算／2	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	100			
A6	6129	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	240			
A6	6120	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	50			
A6	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	200			
A6	5014	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2	ト 口腔機能向上加算	(1)口腔機能向上加算（Ⅰ）			150単位加算		150	
A6	5021	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2		(2)口腔機能向上加算（Ⅱ）			160単位加算		160	
A6	6320	通所型独自一体的サービスの提供加算／2	チ 一体的サービスの提供加算			480単位加算	480			
A6	6021	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 1	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	事業対象者・要支援 1	88単位加算	88			
A6	6022	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 2			事業対象者・要支援 2	176単位加算	176			
A6	6127	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 1 1		(1) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	事業対象者・要支援 1	72単位	72			
A6	6128	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 1 2			事業対象者・要支援 2	144単位	144			
A6	6123	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 1		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	事業対象者・要支援 1	24単位	24			
A6	6124	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 2			事業対象者・要支援 2	48単位	48			
A6	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算		100	
A6	4012	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2 1		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算		200	
A6	6210	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算		20	1回につき
A6	6211	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	5		
A6	6321	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	40			
A6	6100	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 1	ワ 介護職員等処遇改善加算	利用定員が19人以上の場合	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ				所定単位数の111/1000 加算	
A6	6183	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 1			(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ				所定単位数の120/1000 加算	
A6	6110	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 1			(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ				所定単位数の109/1000 加算	
A6	6184	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 1			(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ				所定単位数の118/1000 加算	
A6	6111	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 1			(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）				所定単位数の99/1000 加算	
A6	6380	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 1			(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）				所定単位数の83/1000 加算	
A6	6185	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 1 2			利用定員が19人未満の場合	(1)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ			所定単位数の117/1000 加算	
A6	6186	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅰ 2 2				(2)介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ			所定単位数の127/1000 加算	
A6	6187	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 1 2				(3)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ			所定単位数の115/1000 加算	
A6	6188	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅱ 2 2				(4)介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ			所定単位数の125/1000 加算	
A6	6189	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅲ 2				(5)介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）			所定単位数の105/1000 加算	
A6	6190	通所型独自サービス処遇改善加算Ⅳ 2				(6)介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）			所定単位数の89/1000 加算	

※注 サービスコード「I213」で算定した1月当たりの単位が「I211」の単位を、または「I223」で算定した1月当たりの単位が「I221」の単位を超える場合のみ使用する。
※中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算、介護職員処遇改善加算は、全てのパターンで共通して使用するサービスコードである。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定 単位	
種類	項目								
A6	8004	通所型独自サービス／211・定超	イ 通所型サービス費 （独自）1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1		1, 745単位	定員超過の場合 × 70%	1, 222	1月につき
A6	8005	通所型独自サービス／211日割・定超				58単位		40	1日につき
A6	8014	通所型独自サービス／212・定超		事業対象者・要支援 2		3, 222単位		2, 255	1月につき
A6	8015	通所型独自サービス／212日割・定超				107単位		75	1日につき
A6	8006	通所型独自サービス／221・定超	ロ 通所型サービス費（独 自）1月あたりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で4回まで	349単位		244	1回につき
A6	8016	通所型独自サービス／222・定超		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で 8 回まで	358単位		251	

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目					合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A6	9004	通所型独自サービス／211・人欠	イ 通所型サービス費 （独自）1週当たりの標準的な 回数を定める場合	事業対象者・要支援 1	1,798単位		看護・介護職員が 欠員の場合 ×70%	1,222	1月につき
A6	9005	通所型独自サービス／211日割・人欠			59単位			40	1日につき
A6	9014	通所型独自サービス／212・人欠		事業対象者・要支援 2	3,621単位			2,255	1月につき
A6	9015	通所型独自サービス／212日割・人欠			119単位			75	1日につき
A6	9006	通所型独自サービス／221・人欠	ロ 通所型サービス費（独 自）1月あたりの回数を定める 場合	事業対象者・要支援 1	※ 1月の中で全部で4回まで	349単位		244	1回につき
A6	9016	通所型独自サービス／222・人欠		事業対象者・要支援 2	※ 1月の中で全部で8回まで	358単位		251	

【利用者負担割合 1 割の場合】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位	
種類	項目									
A7	1310	通所型独自サービス／2 1 3	継続利用要介護者 (3,222単位) 1月の中で9回以上				90%	3,222	1月につき ※注	
A7	2310	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 3・1割		高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数の 1%減算	90%	-32			
A7	3310	通所型独自業務継続計画未策定減算／2 1 3・1割		業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1%減算	90%	-32			
A7	8000	通所型独自サービス／2 1 3・1割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	90%	161			
A7	8810	通所型独自サービス／2 1 3・1割・同一建物減算		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			90%	-752		
A7	6610	通所型独自サービス／2 1 3・1割・処遇改善加算Ⅰ 1		フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	90%	377		
A7	6690	通所型独自サービス／2 1 3・1割・処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	90%	409		
A7	6710	通所型独自サービス／2 1 3・1割・処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	90%	371		
A7	6790	通所型独自サービス／2 1 3・1割・処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	90%	403		
A7	6810	通所型独自サービス／2 1 3・1割・処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	90%	338		
A7	6910	通所型独自サービス／2 1 3・1割・処遇改善加算Ⅳ	(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 8.9%加算	90%	287			
A7	1311	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割	継続利用要介護者 (107単位) ※日割 1月の中で9回以上かつ 日割算定				90%	107	1日につき	
A7	2311	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 3日割・1割		高齢者虐待防止未実施減算	所定単位数の 1%減算	90%	-1			
A7	3311	通所型独自業務継続計画未策定減算／2 1 3日割・1割		業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1%減算	90%	-1			
A7	8001	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	90%	5			
A7	8811	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・同一建物減算		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			90%	-25		
A7	6611	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・処遇改善加算Ⅰ 1		フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	90%	13		
A7	6691	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	90%	14		
A7	6711	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	90%	12		
A7	6791	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	90%	13		
A7	6811	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	90%	11		
A7	6911	通所型独自サービス／2 1 3日割・1割・処遇改善加算Ⅳ	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 8.9%加算	90%	10			
A7	1312	通所型独自サービス／2 2 3・1割	継続利用要介護者 (358単位) 1月の中で全部で8回まで				90%	358	1回につき	
A7	2312	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 2 3・1割		高齢者虐待防止措置未実施減算	所定単位数の 1%減算	90%	-4			
A7	3312	通所型独自業務継続計画未策定減算／2 2 3・1割		業務継続計画未策定減算	所定単位数の 1%減算	90%	-4			
A7	8002	通所型独自サービス／2 2 3・1割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	所定単位数の 5%加算	90%	18			
A7	8812	通所型独自サービス／2 2 3・1割・同一建物減算		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			90%	-94		
A7	6612	通所型独自サービス／2 2 3・1割・処遇改善加算Ⅰ 1		フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	90%	42		
A7	6692	通所型独自サービス／2 2 3・1割・処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	90%	45		
A7	6712	通所型独自サービス／2 2 3・1割・処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	90%	41		
A7	6792	通所型独自サービス／2 2 3・1割・処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	90%	45		
A7	6812	通所型独自サービス／2 2 3・1割・処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	90%	38		
A7	6912	通所型独自サービス／2 2 3・1割・処遇改善加算Ⅳ	(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）		所定単位数の 8.9%加算	90%	32			
A7	7000	通所型独自送迎減算／2・1割	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	90%	-47	片道につき	
A7	5020	通所型独自生活上グループ活動加算／2・1割	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	90%	100	1月につき	
A7	6100	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2・1割	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	90%	240		
A7	6200	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2・1割	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	90%	50		
A7	5013	通所型独自サービス栄養改善加算／2・1割	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	90%	200		
A7	5510	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2・1割	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位加算		90%	150		
A7	5610	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2・1割		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位加算		90%	160		
A7	6350	通所型独自一体的サービス提供加算／2・1割	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	90%	480		
A7	5230	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 3・1割	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	継続利用要介護者	176単位加算	90%	176		
A7	5231	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／2 3・1割		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	継続利用要介護者	144単位	90%	144		
A7	5232	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 3・1割		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	継続利用要介護者	48単位	90%	48		
A7	4010	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2・1割	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算	90%	100	
A7	4011	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2 1・1割		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	90%	200	
A7	5570	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2・1割	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算	90%	20	1回につき
A7	5571	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2 1・1割		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	90%	5	
A7	1870	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2・1割	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	90%	40	1月につき	

※注 サービスコード「1312」で算定した1月当たりの単位が「1310」の単位を超える場合のみ使用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	7510	通所型独自サービス／213・定超・1 割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	継続利用要介護者	3, 222単位	定員超過の場合 ×70%	90%	2, 255	1 月につき
A7	7511	通所型独自サービス／213日割・定超・1 割			107単位		90%	75	1 日につき
A7	7512	通所型独自サービス／223・定超・1 割	ロ 1月あたりの回数を定める場合	継続利用要介護者	※ 1 月の中で全部で8 回まで		90%	251	1 回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	9010	通所型独自サービス／213・人欠・1 割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	継続利用要介護者	3, 222単位	看護・介護職員 が 欠員の場合 ×70%	90%	2, 255	1 月につき
A7	9011	通所型独自サービス／213日割・人欠・1 割			107単位		90%	75	1 日につき
A7	9012	通所型独自サービス／223・人欠・1 割	ロ 1月あたりの回数を定める場合	継続利用要介護者	※ 1 月の中で全部で8回まで		90%	251	1 回につき

【利用者負担割合2割の場合】

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位		
種類	項目										
A7	1320	通所型独自サービス／2 1 3・2 割	継続利用要介護者 (3, 222単位) 1 月の中で 9 回以上				80%	3, 222	1 月につき ※注		
A7	2320	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 3・2 割		高齢者虐待防止未実施減算		所定単位数の 1%減算	80%	-32			
A7	3320	通所型独自業務継続計画未策定減算／2 1 3・2 割		業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1%減算	80%	-32			
A7	8010	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	80%	161			
A7	8820	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・同一建物減算		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			80%	-752			
A7	6620	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・処遇改善加算Ⅰ 1		フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	80%	377			
A7	6680	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	80%	409			
A7	6720	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	80%	371			
A7	6780	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	80%	403			
A7	6820	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	80%	338			
A7	6920	通所型独自サービス／2 1 3・2 割・処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 8.9%加算	80%	287			
A7	1321	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割	継続利用要介護者 (107単位) ※日割 1 月の中で 9 回以上かつ 日割算定				80%	107	1 日につき		
A7	2321	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 1 3日割・2 割		高齢者虐待防止未実施減算		所定単位数の 1%減算	80%	-1			
A7	3321	通所型独自業務継続計画未策定減算／2 1 3日割・2 割		業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1%減算	80%	-1			
A7	8011	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	80%	5			
A7	8821	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・同一建物減算		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			80%	-25			
A7	6621	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・処遇改善加算Ⅰ 1		フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	80%	13			
A7	6681	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	80%	14			
A7	6721	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	80%	12			
A7	6781	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	80%	13			
A7	6821	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	80%	11			
A7	6921	通所型独自サービス／2 1 3日割・2 割・処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 8.9%加算	80%	10			
A7	1322	通所型独自サービス／2 2 3・2 割	継続利用要介護者 (358単位) 1 月の中で全部で 8 回まで				80%	358	1 回につき		
A7	2322	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／2 2 3・2 割		高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1%減算	80%	-4			
A7	3322	通所型独自業務継続計画未策定減算／2 2 3・2 割		業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1%減算	80%	-4			
A7	8012	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	80%	18			
A7	8822	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・同一建物減算		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			80%	-94			
A7	6622	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・処遇改善加算Ⅰ 1		フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	80%	42			
A7	6682	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	80%	45			
A7	6722	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	80%	41			
A7	6782	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	80%	45			
A7	6822	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・処遇改善加算Ⅲ			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	80%	38			
A7	6922	通所型独自サービス／2 2 3・2 割・処遇改善加算Ⅳ			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 8.9%加算	80%	32			
A7	7010	通所型独自送迎減算／2・2 割	事業所が送迎を行わない場合				47単位減算	80%	-47	片道につき	
A7	5030	通所型独自生活上向グループ活動加算／2・2 割	ハ 生活機能向上グループ活動加算				100単位加算	80%	100	1 月につき	
A7	6110	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2・2 割	ニ 若年性認知症利用者受入加算				240単位加算	80%	240		
A7	6210	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2・2 割	ホ 栄養アセスメント加算				50単位加算	80%	50		
A7	5023	通所型独自サービス栄養改善加算／2・2 割	ヘ 栄養改善加算				200単位加算	80%	200		
A7	5520	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2・2 割	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）			150単位加算	80%	150		
A7	5620	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2・2 割		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）			160単位加算	80%	160		
A7	6360	通所型独自一体的サービス提供加算／2・2 割	チ 一体的サービス提供加算				480単位加算	80%	480		
A7	5240	通所型独自サービス提供体制加算Ⅰ／2 3・2 割	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	継続利用要介護者			176単位加算	80%	176	
A7	5241	通所型独自サービス提供体制加算Ⅱ／2 3・2 割		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	継続利用要介護者			144単位	80%	144	
A7	5242	通所型独自サービス提供体制加算Ⅲ／2 3・2 割		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	継続利用要介護者			48単位	80%	48	
A7	4020	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2・2 割	ヌ 生活機能向上連携加算	(1)生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）				100単位加算	80%	100	
A7	4021	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／2 1・2 割		(2)生活機能向上連携加算（Ⅱ）				200単位加算	80%	200	
A7	5580	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2・2 割	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）				20単位加算	80%	20	1 回につき
A7	5581	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／2 1・2 割		(2)口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）				5単位加算	80%	5	
A7	1880	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2・2 割	ヲ 科学的介護推進体制加算				40単位加算	80%	40	1 月につき	

※注 サービスコード「1322」で算定した1月当たりの単位が「1320」の単位を超える場合のみ使用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	7520	通所型独自サービス／213・定超・2 割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	継続利用要介護者	3, 330単位	定員超過の場合 ×70%	80%	2, 255	1 月につき
A7	7521	通所型独自サービス／213日割・定超・2 割			111単位		80%	75	1 日につき
A7	7522	通所型独自サービス／223・定超・2 割	ロ 1月あたりの回数を定める場合	継続利用要介護者	※ 1 月の中で全部で8 回まで		80%	251	1 回につき

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	9020	通所型独自サービス／213・人欠・2 割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	継続利用要介護者	3, 330単位	看護・介護職員 が 欠員の場合 ×70%	80%	2, 255	1 月につき
A7	9021	通所型独自サービス／213日割・人欠・2 割			111単位		80%	75	1 日につき
A7	9022	通所型独自サービス／223・人欠・2 割	ロ 1月あたりの回数を定める場合	継続利用要介護者	※ 1 月の中で全部で4回まで		80%	251	1 回につき

【利用者負担割合 3割の場合】

サービスコード		サービス内容略称			算定項目			給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目									
A7	1330	通所型独自サービス／213・3割	イ 1週当たりの標準的な回数 を定める場合	継続利用要介護者 (3,222単位) 1月の中で9回以上				70%	3,222	1月につき ※注
A7	2330	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／213・3割			高齢者虐待防止未実施減算		所定単位数の 1%減算	70%	-32	
A7	3330	通所型独自業務継続計画未策定減算／213・3割			業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1%減算	70%	-32	
A7	8020	通所型独自サービス／213・3割・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	70%	161	
A7	8830	通所型独自サービス／213・3割・同一建物減算			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			70%	-752	
A7	6630	通所型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅰ 1			フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	70%	377	
A7	6670	通所型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅰ 2				(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	70%	409	
A7	6730	通所型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅱ 1				(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	70%	371	
A7	6770	通所型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅱ 2				(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	70%	403	
A7	6830	通所型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅲ				(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	70%	338	
A7	6930	通所型独自サービス／213・3割・処遇改善加算Ⅳ				(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 8.9%加算	70%	287	
A7	1331	通所型独自サービス／213日割・3割	継続利用要介護者 (107単位) ※日割 1月の中で9回以上かつ 日割算定				70%	107	1日につき	
A7	2331	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／213日割・3割		高齢者虐待防止未実施減算		所定単位数の 1%減算	70%	-1		
A7	3331	通所型独自業務継続計画未策定減算／213日割・3割		業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1%減算	70%	-1		
A7	8021	通所型独自サービス／213日割・3割・中山間地域等提供加算		中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	70%	5		
A7	8831	通所型独自サービス／213日割・3割・同一建物減算		事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			70%	-25		
A7	6631	通所型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅰ 1		フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	70%	13		
A7	6671	通所型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅰ 2			(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	70%	14		
A7	6731	通所型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅱ 1			(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	70%	12		
A7	6771	通所型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅱ 2			(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	70%	13		
A7	6831	通所型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅲ			(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	70%	11		
A7	6931	通所型独自サービス／213日割・3割・処遇改善加算Ⅳ			(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 8.9%加算	70%	10		
A7	1332	通所型独自サービス／223・3割	ロ 1月あたりの回数を定める 場合	継続利用要介護者 (358単位) 1月の中で全部で8回まで				70%	358	1回につき
A7	2332	通所型独自高齢者虐待防止未実施減算／223・3割			高齢者虐待防止措置未実施減算		所定単位数の 1%減算	70%	-4	
A7	3332	通所型独自業務継続計画未策定減算／223・3割			業務継続計画未策定減算		所定単位数の 1%減算	70%	-4	
A7	8022	通所型独自サービス／223・3割・中山間地域等提供加算			中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算		所定単位数の 5%加算	70%	18	
A7	8822	通所型独自サービス／223・3割・同一建物減算			事業所と同一建物に居住する者又は同一建物から利用する者に通所型サービスを行う場合			70%	-94	
A7	6632	通所型独自サービス／223・3割・処遇改善加算Ⅰ 1			フ 介護職員等処遇改善加算	(1) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）イ	所定単位数の 11.7%加算	70%	42	
A7	6672	通所型独自サービス／223・3割・処遇改善加算Ⅰ 2				(2) 介護職員等処遇改善加算（Ⅰ）ロ	所定単位数の 12.7%加算	70%	45	
A7	6732	通所型独自サービス／223・3割・処遇改善加算Ⅱ 1				(3) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）イ	所定単位数の 11.5%加算	70%	41	
A7	6772	通所型独自サービス／223・3割・処遇改善加算Ⅱ 2				(4) 介護職員等処遇改善加算（Ⅱ）ロ	所定単位数の 12.5%加算	70%	45	
A7	6832	通所型独自サービス／223・3割・処遇改善加算Ⅲ				(5) 介護職員等処遇改善加算（Ⅲ）	所定単位数の 10.5%加算	70%	38	
A7	6932	通所型独自サービス／223・3割・処遇改善加算Ⅳ				(6) 介護職員等処遇改善加算（Ⅳ）	所定単位数の 8.9%加算	70%	32	
A7	7020	通所型独自送迎減算／2・3割	事業所が送迎を行わない場合			47単位減算	70%	-47	片道につき	
A7	5040	通所型独自生活上グループ活動加算／2・3割	ハ 生活機能向上グループ活動加算			100単位加算	70%	100	1月につき	
A7	6120	通所型独自サービス若年性認知症受入加算／2・3割	ニ 若年性認知症利用者受入加算			240単位加算	70%	240		
A7	6220	通所型独自サービス栄養アセスメント加算／2・3割	ホ 栄養アセスメント加算			50単位加算	70%	50		
A7	5033	通所型独自サービス栄養改善加算／2・3割	ヘ 栄養改善加算			200単位加算	70%	200		
A7	5530	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅰ／2・3割	ト 口腔機能向上加算	(1) 口腔機能向上加算（Ⅰ）	150単位加算			70%	150	
A7	5630	通所型独自サービス口腔機能向上加算Ⅱ／2・3割		(2) 口腔機能向上加算（Ⅱ）	160単位加算			70%	160	
A7	6370	通所型独自一体的サービス提供加算／2・3割	チ 一体的サービス提供加算			480単位加算	70%	480	1月につき	
A7	5250	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅰ／23・3割	リ サービス提供体制強化加算	(1) サービス提供体制強化加算（Ⅰ）	継続利用要介護者	176単位加算	70%	176		
A7	5251	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅱ／23・3割		(2) サービス提供体制強化加算（Ⅱ）	継続利用要介護者	144単位	70%	144		
A7	5252	通所型独自サービス提供体制強化加算Ⅲ／23・3割		(3) サービス提供体制強化加算（Ⅲ）	継続利用要介護者	48単位	70%	48		
A7	4030	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅰ／2・3割	ヌ 生活機能向上連携加算	(1) 生活機能向上連携加算（Ⅰ）（3月に1回を限度）			100単位加算	70%		100
A7	4031	通所型独自サービス生活機能向上連携加算Ⅱ／21・3割		(2) 生活機能向上連携加算（Ⅱ）			200単位加算	70%		200
A7	5590	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅰ／2・3割	ル 口腔・栄養スクリーニング加算	(1) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅰ）（6月に1回を限度）			20単位加算	70%	20	1回につき
A7	5591	通所型独自サービス口腔栄養スクリーニング加算Ⅱ／21・3割		(2) 口腔・栄養スクリーニング加算（Ⅱ）（6月に1回を限度）			5単位加算	70%	5	
A7	1890	通所型独自サービス科学的介護推進体制加算／2・3割	ヲ 科学的介護推進体制加算			40単位加算	70%	40	1月につき	

※注 サービスコード「1213」で算定した1月当たりの単位が「1211」の単位を、または「1223」で算定した1月当たりの単位が「1221」の単位を超える場合のみ使用する。

定員超過の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	7530	通所型独自サービス／213・定超・2割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	継続利用要介護者	3,222単位	定員超過の場合 ×70%	70%	2,255	1月につき
A7	7531	通所型独自サービス／213日割・定超・2割			107単位		70%	75	1日につき
A7	7532	通所型独自サービス／223・定超・2割	ロ 1月あたりの回数を定める場合	継続利用要介護者	※ 1月の中で全部で8回まで		358単位	70%	251

看護・介護職員が欠員の場合

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				給付率	合成 単位数	算定 単位
種類	項目								
A7	9030	通所型独自サービス／213・人欠・2割	イ 1週当たりの標準的な回数を定める場合	継続利用要介護者	3,222単位	看護・介護職員 が 欠員の場合 ×70%	70%	2,255	1月につき
A7	9031	通所型独自サービス／213日割・人欠・2割						107単位	70%
A7	9032	通所型独自サービス／223・人欠・2割	ロ 1月あたりの回数を定める場合	継続利用要介護者	※ 1月の中で全部で4回まで		358単位	70%	251

A F 十日町市介護予防ケアマネジメントサービスコード表

(2026. 6～)

サービスコード		サービス内容略称	算定項目				合成 単位数	算定単位	
種類	項目								
A F	2111	介護予防ケアマネジメントA	イ 介護予防ケアマネジメントA費	事業対象者・要支援1～2・要介護1～5			442単位	442	
A F	2112	介護予防ケアマネジメントB	チ 介護予防ケアマネジメントB費	事業対象者・要支援1～2・要介護1～5			310単位	313	
A F	2113	介護予防ケアマネジメントC	リ 介護予防ケアマネジメントC費	事業対象者・要支援1～2・要介護1～5			442単位	442	
A F	3111	高齢者虐待防止措置未実施減算	イ 介護予防ケアマネジメントA費				所定単位数の1%減算	-4	
A F	3112	高齢者虐待防止措置未実施減算	チ 介護予防ケアマネジメントB費				所定単位数の1%減算	-3	
A F	3113	高齢者虐待防止措置未実施減算	リ 介護予防ケアマネジメントC費				所定単位数の1%減算	-4	
A F	4111	業務継続計画未算定減算	イ 介護予防ケアマネジメントA費				所定単位数の1%減算	-4	
A F	4112	業務継続計画未算定減算	チ 介護予防ケアマネジメントB費				所定単位数の1%減算	-3	
A F	4113	業務継続計画未算定減算	リ 介護予防ケアマネジメントC費				所定単位数の1%減算	-4	
A F	4001	介護予防ケア初回加算	ロ 初回加算				300単位	300	
A F	6132	委託連携加算	ハ 委託連携加算				300単位	300	
A F	5001	介護職員等処遇改善加算A	介護予防ケアマネジメントA	初回加算			9 単位加算	9	
A F	5002	介護職員等処遇改善加算A・初回					16単位加算	16	
A F	5003	介護職員等処遇改善加算A・初回・委託連携					委託連携加算	22単位加算	22
A F	5004	介護職員等処遇改善加算A・委託連携					委託連携加算		16単位加算
A F	5010	介護職員等処遇改善加算B	介護予防ケアマネジメントB	初回加算			7 単位加算	7	
A F	5011	介護職員等処遇改善加算B・初回					13単位加算	13	
A F	5012	介護職員等処遇改善加算B・初回・委託連携					委託連携加算	19単位加算	19
A F	5013	介護職員等処遇改善加算B・委託連携					委託連携加算		13単位加算
A F	5021	介護職員等処遇改善加算C	介護予防ケアマネジメントC	初回加算			9 単位加算	9	
A F	5022	介護職員等処遇改善加算C・初回					16単位加算	16	
A F	5023	介護職員等処遇改善加算C・初回・委託連携					委託連携加算	22単位加算	22
A F	5024	介護職員等処遇改善加算C・委託連携					委託連携加算		16単位加算

※ケアマネジメントCは、初月のみの支払いとなる。
※ケアマネジメントCで初回のケアプラン作成から1年を経過するまでは、再度、ケアプランを作成してもケアマネジメントCは算定できない。